

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域福祉課	整理番号	25
処分の種類	戦傷病者手帳の提出命令及び訂正			
根拠法令条例等・条項	戦傷病者特別援護法第5条第2項			
処分の概要	戦傷病者につき戦傷病者手帳の記載事項に変更があったと認められるときは、その者に対し、戦傷病者手帳の提出を命じ、当該記載事項を変更する。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定 * (法令等の規定において言い尽くされているため。)</p> <p>[参考] 戦傷病者特別援護法第5条第2項 戦傷病者につき戦傷病者手帳の記載事項に変更があったと認められるときは、その者に対し、戦傷病者手帳の提出を命じ、当該記載事項を変更する。</p> <p>記載事項について……戦傷病者特別援護法第4条第4項及び同法施行令第3条に記載 戦傷病者特別援護法施行令第4条の規定により、文書をもって行う。</p>			
基準の制定根拠	—			